参考資料2

別表第１（第 15条関係）

一般国道等の新設又は改築の事業に係る参考項目

■ 熊本県の技術指針との相違点

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境						水環境			土壌に係る環境その他の環境										
		大気質			騒音	振動	低周波音	水象	水質	地下水	地形及び地質	その他の環境要素	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通
影響要因の区分		窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量、流速等	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	日照阻害	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	建設機械の稼働	○		○	○	○													○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○		○	○	○													○		○
	切土工等又は既存の工作物の除去								○				○	○	○			○			
	工事施工ヤードの設置								○		○		○	○	○					○	
	工事用道路等の設置								○									○			
土地又は工作物の存在及び供用	道路の存在（地表式又は堀割式若しくはトンネル式）（土地の改変）							○		○	○		○	○	○	○	○			○	
	道路の存在（嵩上げ式）（土地の改変）							○				○									
	自動車の走行	○	○		○	○	○														

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する道路事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1） 工事の実施に関する内容

ア 道路の構造が、地表式、堀割式又は嵩上式若しくはトンネル式である。イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

ウ 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。エ 必要に応じて、既存の工作物を除去する。

（2） 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行する。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

10 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

11 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

12 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

別表第 2（第 15条関係）

森林地域における一般国道等の新設又は改築の事業及び森林法第 193 条に規定する林道の開設又は拡張の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境		水環境			土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		水象	水質	地下水	地形及び地質									
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	流量、流速等	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	建設機械の稼働	○	○											○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○											○		○
	造成等工事による一時的な影響				○			○	○	○			○			
土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び道路の存在（土地の改変）			○		○	○	○	○	○	○	○			○	
	自動車の走行	○						○								

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する道路事業（森林地域）における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 道路の構造が、地表式、堀割式又は嵩上式若しくはトンネル式である。イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

ウ 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行する。

3　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

4　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

5　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

6　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

7　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

8　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

9　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第３（第 15条関係）

ダムの新築の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素												生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境					水環境						土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財
		大気質		騒音	振動	低周波音	水象	水質					地形及び地質								
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量、流速等	水の濁り	水温	富栄養化	溶存酸素量	水素イオン濃度	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財
工事の実施	ダムの堤体の工事	○	○	○	○		○	○				○		○	○	○		○	○	○	
	原石の採取の工事					○															
	施工設備及び工事用道路の設置の工事																				
	建設発生土の処理の工事																				
	道路の付替の工事																				
土地又は工作物の存在及び供用	ダムの堤体の存在												○	○	○	○	○	○			○
	原石山の跡地の存在						○														
	道路の存在						○														
	建設発生土処理場の跡地の存在						○														
	ダムの供用及び貯水池の存在					○	○	○	○	○	○	○									

備考

１　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

２　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するダム事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 転流工、堤体基礎掘削工、基礎処理工、堤体工、洪水吐工、放流設備工及び管理用設備工等の「ダムの堤体の工事」を行う。イ ダムの堤体の材料となる原石等を採取する「原石の採取の工事」を行う。

ウ 骨材プラント、コンクリート製造設備、運搬設備及び濁水処理設備等の施工設備並びに掘削土、工事用資機材、骨材等を運搬するための工事用の道路を設置する「施工設備及び工事用道路の設置の工事」を行う。エ ダム事業により発生した掘削土等を事業実施区域内において処理する「建設発生土の処理の工事」を行う。

オ 既存の道路の機能を確保するために必要となる道路を設置する「道路の付替の工事」を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的であるダムの堤体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在する。イ 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供する。

３　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

４　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

５　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

６　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

７　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

８　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

９　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第４（第 15条関係）

堰(せき)の新築又は改築の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素												生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境							土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財
		大気質		騒音	振動	水象	水質				底質	地下水	地形及び地質								
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の濁り	富栄養化	溶存酸素量	水素イオン濃度	水底の泥土	水位	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財
工事の実施	堰(せき)の工事	○	○	○	○	○	○							○	○	○		○	○	○	
	護岸の工事																				
	掘削の工事																				
土地又は工作物の存在及び供用	堰(せき)及び護岸の存在												○	○	○	○	○	○			○
	堰(せき)の供用及び湛水区域の存在					○		○	○	○	○	○									

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する堰事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 土砂等の掘削を行い堰を設置する「堰の工事」を行う。

イ 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「護岸の工事」を行う。ウ 土砂等の掘削及び浚渫を行う「掘削の工事」を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である堰、護岸等の施設及び湛水区域が存在する。イ 当該堰を流水の貯留又は取水の用に供する。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第５（第 15条関係）

放水路の新築の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調 査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境				土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財
		大気質		騒音	振動	水象	水質	地下水の水質及び水位		地形及び地質	地盤								
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の濁り	地下水の塩素イオン濃度	地下水の水位	重要な地形及び地質	地下水の水位の低下による地盤沈下	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財
工事の実施	洪水を分流させる施設の工事	○	○	○	○							○	○	○		○	○	○	
	掘削の工事																		
	堤防の工事																		
土地又は工作物の存在及び供用	放水路の存在及び供用					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する放水路事業の一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 土砂等の掘削を行い堰や水門等を設置する「洪水を分流させる施設の工事」を行う。イ 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「掘削の工事」を行う。

ウ 盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在する。イ 当該放水路を洪水調整の用に供する。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 6（第 15条関係）

鉄道の建設又は改良の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調 査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境			土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	水象	水質	地下水	地形及び地質	その他の環境要素									
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	日照阻害	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	建設機械の稼働	○	○	○	○												○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○												○		○
	切土工等又は既存の工作物の除去						○				○	○	○			○			
土地又は工作物の存在及び供用	鉄道施設（地表式又は堀割式若しくはトンネル式）の存在（土地の改変）					○		○	○		○	○	○	○	○			○	
	鉄道施設（嵩上式）の存在（土地の改変）					○				○									
	列車の走行（地下を走行する場合を除く。）			○	○														
	列車の走行（地下を走行する場合に限る。）																		

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する鉄道建設等事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 鉄道施設の構造は、地表式、堀割式又は嵩上式若しくはトンネル式である。イ 鉄道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。

ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。エ 必要に応じて、既存の工作物を除去する。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が走行する。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

10　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

11　この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

別表第７（第 15条関係）

軌道の建設又は改良の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調 査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境			土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	水象	水質	地下水	地形及び地質	その他の環境要素									
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	日照阻害	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	建設機械の稼働	○	○	○	○												○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○												○		○
	切土工等又は既存の工作物の除去						○				○	○	○			○			
土地又は工作物の存在及び供用	軌道の施設（地表式又は堀割式若しくはトンネル式）の存在（土地の改変）					○		○	○		○	○	○	○	○			○	
	軌道の施設（嵩上式）の存在（土地の改変）					○				○									
	車両の走行（地下を走行する場合を除く。）			○	○														
	車両の走行（地下を走行する場合に限る。）																		

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する軌道建設等事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 軌道の施設の構造が、地表式、堀割式又は嵩上式若しくはトンネル式である。イ 軌道の施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。

ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。エ 必要に応じて、既存の工作物を除去する。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である軌道の施設が存在し、かつ、当該軌道上を車両が走行する。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

10　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

11　この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

別表第８（第15条関係）

飛行場の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境					水環境				土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	低周波音	水象	水質		地下水	地形及び地質									
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設 工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響		○						○			○	○	○			○			
	建設機械の稼働	○		○	○													○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○													○		○
土地又は工作物の存在及び供用	飛行場及びその施設の存在（土地の改変）						○			○	○	○	○	○	○	○			○	
	航空機の運航	○		○		○														
	飛行場の施設の供用	○						○												

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する飛行場設置等事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 建設機械を用いて、飛行場及びその施設の設置又は変更に係る工事を行う。イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である施設が存在し、かつ、当該飛行場が航空機の運航の用に供される。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

10　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第９（第 15条関係）

水力発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素												生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境							土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	水象	水質						地形及び地質									
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の汚れ	富栄養化	水の濁り	溶存酸素量	水素イオン濃度	水温	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	工事用資材等の搬出入	○	○	○	○													○		○		○
	建設機械の稼働	○	○	○	○															○		
	造成等の施工による一時的な影響								○		○			○	○	○			○			
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在												○				○	○			○	
	貯水池の存在					○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	
	河水の取水						○											○				

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する水力発電所事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア　工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、伐採樹木、廃材の搬出を行う。

イ 建設機械の稼働として、水路工事、発電所建屋工事、機械据付工事、純揚水式発電所の場合は上部･下部調整池工事、流れ込み式発電所の場合は取水堰等工事を行う。ウ 造成等の施工として、作業抗、土捨て場、工事用道路の関連工事を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である水路（取水口、導水路、水圧管路、水槽、放水路、放水口）、発電所、開閉所、管理用道路が存在する。イ 貯水池の存在として、純揚水式発電所の場合、上下調整池、上下部ダムを有する。

ウ 河水の取水として、流れ込み式発電所の場合、取水堰等を有する。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

10　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 10（第 15条関係）

火力発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分 / 影響要因の区分			環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素															生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素					人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調 査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
			大気環境							水環境						土壌に係る環境その他の環境		動物		植物		生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	地域交通
			大気質					騒音	振動	水象	水質				底質	地形及び地質	土壌												
			硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	石炭粉じん	粉じん等	騒音	振動	流向及び流速	水の汚れ	富栄養化	水の濁り	水温	有害物質	重要な地形及び地質	土壌汚染	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	海域に生息する動物	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地(海域に生育するものを除く。)	海域に生育する植物	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	工事用資材等の搬出入			○			○	○	○															○			○		○
	建設機械の稼働			○			○	○	○				○		○												○		
	造成等の施工による一時的な影響												○					○		○		○			○	○			
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在					○				○						○		○	○	○	○	○	○	○				○	
	施設の稼働	排ガス	○	○	○												○										○		
		排水									○	○																	
		温排水								○				○					○		○	○							
		機械等の稼働				○		○	○																				
	資材等の搬出入			○			○	○	○															○					
	廃棄物の発生																								○				

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する火力発電所事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。イ 建設機械の稼働として、浚渫工事、港湾工事、建築物、工作物等の設置工事（既存工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。

ウ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2 以上の組合せを含む。）が存在する。イ 燃料の種類は、天然ガス（LNG を含む。）、石炭、石油、副生ガスがある。

ウ 排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水する。

エ 温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがある。オ 機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2 以上の組合せを含む。）の運転がある。

カ 資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出がある。キ 発電設備から産業廃棄物が発生する。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

10　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 11（第 15条関係）

地熱発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

影響要因の区分 ＼ 環境要素の区分			環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
			大気環境			水環境				土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	地域交通
			大気質			水象	水質		その他	地形及び地質	地盤										
			硫化水素	窒素酸化物	粉じん等	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	温泉	重要な地形及び地質	地盤変動	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物	温室効果ガス	文化財	交通混雑
工事の実施	工事用資材等の搬出入			○	○											○			○		○
	造成等の施工による一時的な影響							○				○	○	○			○	○			
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在					○				○		○	○	○	○	○				○	
	施設の稼働	地熱流体の採取及び熱水の還元							○		○										
		排ガス	○																		
		排水					○														
	廃棄物の発生																○				

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する地熱発電所事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。

イ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地等、抗井掘削工事、建築物、工作物等の構築工事を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である地熱発電所が存在する。

イ 地熱流体の採取及び熱水の還元は、生産井で地下深度から採取した地熱流体を蒸気と熱水に分離して、蒸気を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元する。ウ 排ガスとして、蒸気中に含まれるガスを抽出し、冷却塔から排出する。

エ 排水は、復水器冷却系統からの排水を公共用水域に排出する。オ 発電設備から産業廃棄物が発生する。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

10　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 12（第 15条関係）

風力発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素					人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境					水環境			土壌に係る環境その他の環境		動物		植物		生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	低周波音	水象	水質	底質	地形及び地質	その他												
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量、流速等	水の濁り	有害物質	重要な地形及び地質	風車の影	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	海域に生息する動物	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地（海域に生育するものを除く。）	海域に生育する植物	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設 工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	工事用資材等の搬出入	○	○	○	○							○	○					○			○		○
	建設機械の稼働	○	○	○	○			○	○												○		
	造成等の施工による一時的な影響							○						○	○	○			○	○			
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在						○			○		○	○	○	○	○	○	○				○	
	施設の稼働			○		○					○												

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する風力発電所事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア　工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。

イ　建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。

ウ　造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である風力発電所が存在する。イ 施設の稼働として、風力発電の運転を行う。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。

6　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

7　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

8　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

9　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

10　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

11　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 13（第 15条関係）

太陽電池発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境			水環境		土壌に係る環境その他の環境			動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質	騒音	振動	水象	水質	地形及び地質	地盤	その他										
影響要因の区分		粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の濁り	重要な地形及び地質	土地の安定性	反射光	重要な種及び群集並びに 注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに 注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資 源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	工事用資材等の搬出入	○	○	○										○			○		○
	建設機械の稼働	○	○	○													○		
	造成等の施工による一時的な影響					○				○	○	○			○	○			
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
	施設の稼働		○																

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する太陽電池発電所事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。イ 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。

ウ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、調整池、搬入道路の造成、整地を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である太陽電池発電所が存在する。イ 施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行う。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。

5　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

6　この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。

7　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

8　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

9　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

10　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

11　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

12　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 14（第 15条関係）

廃棄物最終処分場の設置又は変更の事業に係る参考項目

影響要因の区分 ＼ 環境要素の区分			環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素															生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべ	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価される
			大気環境						水環境								土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等		放射線の量	文化財	地域交通
			大気質			騒音	振動	悪臭	水象	水質				底質	地下水		地形及び地質	土壌											
			窒素酸化物	硫黄酸化物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	流量、流向等	水の汚れ	水の濁り	富栄養化	有害物質	有害物質	流量、流向等	水質	重要な地形及び地質	土壌汚染	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	メタン	二酸化炭素	放射線の量	文化財	交通混雑
工事の実施	建設機械の稼働	陸上埋立	○		○	○	○												○							○			
	建設機械及び作業船の稼働	水面埋立	○	○	○	○																				○			
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行		○		○	○	○																			○			○
	造成等の施工	陸上埋立									○				○		○			○	○		○	○					
	護岸等の施工	水面埋立									○						○			○	○		○	○					
土地又は工作物の存在及び供用	最終処分場の存在（土地の改変）	陸上埋立							○	○					○		○		○	○	○	○	○					○	
		水面埋立							○	○							○		○	○	○	○	○					○	
	埋立・覆土用機械の稼働	陸上埋立			○	○	○											○								○	○※		
		水面埋立			○	○																				○	○※		
	浸出液処理施設の稼働	陸上埋立				○	○																						
		水面埋立				○																							
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行		○		○	○	○																			○	○※		
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航	水面埋立	○	○	○																					○			
	廃棄物の存在・分解							○								○		○							○				
	浸出液処理水の排出									○	○	○	○	○															

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる最終処分場事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）最終処分場の種類 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場とする。

（2）立地の形式 陸上埋立又は水面埋立とする。

（3）工事の実施に関する内容

ア 陸上埋立においては、準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行う。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行う。

イ 水面埋立においては、作業船を使用し、地盤改良、水中での杭打ち及び水面への土石の投入を行い、護岸築造を行う。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由し、又は、船舶を利用して行う。

（4）土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である最終処分場等の工作物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備が存在する。

イ 埋立を行う廃棄物は、分解性有機物（プラスチックを除く。）を含む。

ウ 排水は、浸出液処理設備で処理した後に公共用水域に排出する。

エ 陸上埋立においては、埋立を行う廃棄物を道路を経由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行う。

オ 水面埋立においては、埋立てを行う廃棄物を道路を経由して、又は、船舶を用いて搬入し、埋立供用時は一定水位を超えた時点から即日覆土を行う。

3 この表において「存在及び供用」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに廃棄物の埋立ての用に供すること及び最終処分場の維持管理に関することをいう。

4 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

5 この表において水質の「有害物質」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。

6 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

7 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

8 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

9 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

10 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

11 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

12 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

13 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 15（第 15条関係）

ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分 / 影響要因の区分			環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素													生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
			大気環境								水環境			土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	放射線の量	文化財	地域交通
			大気質					騒音	振動	悪臭	水質			地形及び地質	土壌											
			硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	有害物質	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	有害物質	重要な地形及び地質	土壌汚染	重要な種及 び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及 び群落並びに注目すべき生育地	地域を 特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	放射線の量	文化財	交通混雑
工事の実施	建設機械の稼働			○		○		○	○							○							○			
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			○		○		○	○														○			○
	造成工事及び施設の設置工事											○					○	○				○				
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在													○		○	○	○	○	○					○	
	施設の稼働	排出ガス	○	○	○		○			○					○								○	○※		
		排水									○		○											○※		
		機械等の稼働						○	○																	
	廃棄物の搬出入			○		○		○	○															○※		○
	廃棄物の発生																				○			○※		

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するごみ焼却施設等の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 建設機械を用いて、造成及び施設の設置の工事を行う。イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である焼却施設が存在し、かつ、当該施設の稼働がある。イ 施設の稼働に伴い、ガスが排出される。

ウ 排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排出する。エ 車両による廃棄物の搬出入を行う。

オ 施設の稼働に伴い、産業廃棄物が発生する。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9　この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

10　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

11　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 16（第 15条関係）

し尿処理施設の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境					水環境				土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	悪臭	水質			地下水	地形及び地質										
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	富栄養化	水質	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	建設機械の稼働	○	○	○	○														○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○														○		○
	造成工事及び処理施設の設置工事							○				○	○	○				○			
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在										○	○	○	○	○	○				○	
	施設の稼働			○	○	○	○		○	○									○※		
	し尿等の搬出入	○	○	○	○																○
	廃棄物の発生																○				

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、燃焼工程がある場合に排ガスを対象に適用する。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するし尿処理施設事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 建設機械を用いて、造成及び工作物の設置の工事を行う。イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的であるし尿処理施設が存在し、かつ、当該施設の稼働がある。イ 排水は、排水処理施設で処理された後に公共用水域に排出する。

ウ 車両によるし尿等の搬出入を行う。

エ 施設の稼働に伴い、廃棄物が発生する。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

10　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 17（第 15条関係）

公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素					人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境					土壌に係る環境その他の環境	動物		植物		生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財
		大気質		騒音	振動	水象	水質		底質		地形及び地質										
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流向及び流速	水の汚れ	水の濁り	有害物質	水底の底質	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地（海域に生息するものを除く）	海域に生息する動物	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地（海域に生育するものを除く）	海域に生育する植物	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財
工事の実施	堤防及び護岸の工事	○	○	○	○			○	○			○	○	○	○	○		○	○	○	
	埋立ての工事																				
土地又は工作物の存在	埋立地又は干拓地の存在					○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○			○

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する埋立又は干拓事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行う。

イ 道路を経由し、又は船舶を利用して資材等の搬出入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行う。

（2）　土地又は工作物の存在に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である埋立地又は干拓地が存在する。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 18（第 15条関係）

土地区画整理事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境				土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	水象	水質		地下水	地形及び地質										
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	緑の量及び緑の質	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	雨水の排水					○		○												
	造成工事及び工作物の設置工事										○	○	○				○			
	建設機械の稼働	○	○	○	○													○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○													○		○
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）					○			○	○	○	○	○	○	○	○			○	
	構造物の存在						○								○	○				
	自動車の走行	○		○	○													○		○

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する土地区画整理事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 建設機械を稼働し、造成工事を行う。イ 雨水等の排水を行う。

ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供される。イ 当該敷地内で、車両の走行がある。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「緑の量及び緑の質」とは、対象事業の実施に伴い創出される植栽等の新たな緑化及び既存の緑地等の保全を含む、地域における緑の総量及びその質をいう。

7　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

8　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

9　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

10　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

11　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 19（第 15条関係）

新住宅市街地開発事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境				土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	水象	水質		地下水	地形及び地質										
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	緑の量及び緑の質	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	雨水の排水					○		○												
	造成工事及び工作物の設置工事										○	○	○				○			
	建設機械の稼働	○	○	○	○													○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○													○		○
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）					○			○	○	○	○	○	○	○	○			○	
	構造物の存在						○								○	○				
	自動車の走行	○		○	○													○		○

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する新住宅市街地開発事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 建設機械を稼働し、造成工事を行う。イ 雨水等の排水を行う。

ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供される。イ 当該敷地内で、車両の走行がある。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「緑の量及び緑の質」とは、対象事業の実施に伴い創出される植栽等の新たな緑化及び既存の緑地等の保全を含む、地域における緑の総量及びその質をいう。

7　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

8　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

9　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

10　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

11　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 20（第 15条関係）

工業団地の造成の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素												生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境						水環境					土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質				騒音	振動	水象	水質		地下水		地形及び地質											
影響要因の区分		硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	水位、流向等	水質	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	緑の量及び緑の質	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	雨水の排水							○		○														
	造成工事及び工作物の設置工事													○	○	○					○			
	建設機械の稼働		○		○	○	○															○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		○		○	○	○															○		○
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）							○			○		○	○	○	○	○	○	○				○	
	構造物の存在																	○	○					
	工場の稼働	○	○	○		○	○		○			○								○		○		
	資材等の搬出入		○			○	○															○		○

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する工業団地の造成の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 建設機械を稼働し、造成工事を行う。イ 雨水等の排水を行う。

ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、工場、研究施設、倉庫等の立地並びに工場等の稼働の用に供される。イ 車両による資材等の搬出入がある。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「緑の量及び緑の質」とは、対象事業の実施に伴い創出される植栽等の新たな緑化及び既存の緑地等の保全を含む、地域における緑の総量及びその質をいう。

7　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

8　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

9　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

10　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

11　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 21（第 15条関係）

新都市基盤整備事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境				土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	水象	水質		地下水	地形及び地質										
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	緑の量及び緑の質	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	雨水の排水					○		○												
	造成工事及び工作物の設置工事										○	○	○				○			
	建設機械の稼働	○	○	○	○													○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○													○		○
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）					○			○	○	○	○	○	○	○	○			○	
	構造物の存在						○								○	○				
	自動車の走行	○		○	○													○		○

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する新都市基盤整備事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 建設機械を稼働し、造成工事を行う。イ 雨水等の排水を行う。

ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供される。イ 当該敷地内で、車両の走行がある。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「緑の量及び緑の質」とは、対象事業の実施に伴い創出される植栽等の新たな緑化及び既存の緑地等の保全を含む、地域における緑の総量及びその質をいう。

7　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

8　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

9　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

10　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

11　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 22（第 15条関係）

流通業務団地造成事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境				土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	水象	水質		地下水	地形及び地質										
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	緑の量及び緑の質	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	雨水の排水					○		○												
	造成工事及び工作物の設置工事										○	○	○				○			
	建設機械の稼働	○	○	○	○													○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○													○		○
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）					○			○	○	○	○	○	○	○	○			○	
	構造物の存在						○								○	○				
	資材等の搬出入	○		○	○													○		○

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する流通業務団地造成事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 建設機械を稼働し、造成工事を行う。イ 雨水等の排水を行う。

ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、トラックターミナル、卸市場並びに倉庫・貯蔵庫等の立地の用に供される。イ 車両による資材等の搬出入がある。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「緑の量及び緑の質」とは、対象事業の実施に伴い創出される植栽等の新たな緑化及び既存の緑地等の保全を含む、地域における緑の総量及びその質をいう。

7　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

8　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

9　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

10　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

11　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 23（第 15条関係）

住宅団地の造成の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境					土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	水象	水質			地下水	地形及び地質										
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	富栄養化	水位、流向等	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	緑の量及び緑の質	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	雨水の排水					○		○													
	造成工事及び工作物の設置工事											○	○	○				○			
	建設機械の稼働	○	○	○	○														○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○														○		○
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）					○				○	○	○	○	○	○	○	○			○	
	構造物の存在						○		○							○	○				
	自動車の走行	○		○	○														○		○

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する住宅団地の造成の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 建設機械を稼働し、造成工事を行う。イ 雨水等の排水を行う。

ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設、商業・業務施設等の立地の用に供される。イ 当該敷地内で、車両の走行がある。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「緑の量及び緑の質」とは、対象事業の実施に伴い創出される植栽等の新たな緑化及び既存の緑地等の保全を含む、地域における緑の総量及びその質をいう。

7　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

8　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

9　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

10　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

11　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 24（第 15条関係）

農用地の造成の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境				土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	水象	水質	地下水		地形及び地質									
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の濁り	水位、流向等	水質	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	造成工事及び工作物の設置工事						○				○	○	○			○			
	建設機械の稼働	○	○	○	○												○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○												○		○
土地又は工作物の存在及び供用	農用地の存在（土地の改変）					○		○		○	○	○	○	○	○			○	
	農用地の使用								○										

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する農用地の造成の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 建設機械を用いて、造成工事を行う。

イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である農用地が存在し、かつ、当該土地が農業の用に供される。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

10　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 25（第 15条関係）

スポーツ施設等の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境					土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質				水象	水質			地下水	地形及び地質										
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	富栄養化	水位、流向等	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	緑の量及び緑の質	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	雨水の排水					○		○													
	造成工事及び工作物の設置工事											○	○	○				○			
	建設機械の稼働	○	○	○	○														○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○														○		○
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び工作物の存在					○				○	○	○	○	○	○	○	○			○	
	施設の利用						○		○												
	自動車の走行	○		○	○														○		○

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するスポーツ施設等の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 建設機械を用いて、造成工事を行う。イ 雨水等の排水を行う。

ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的であるスポーツ等の施設が存在し、かつ、当該施設がスポーツ又はレクリエーションの用に供される。イ 施設利用時に車両の乗り入れがある。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「緑の量及び緑の質」とは、対象事業の実施に伴い創出される植栽等の新たな緑化及び既存の緑地等の保全を含む、地域における緑の総量及びその質をいう。

7　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

8　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

9　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

10　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

11　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 26（第 15条関係）

ゴルフ場の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境					土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	水象	水質		地下水		地形及び地質										
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	水位、流向等	水質	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	緑の量及び緑の質	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	雨水の排水					○		○													
	造成工事及び工作物の設置工事											○	○	○				○			
	建設機械の稼働	○	○	○	○														○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○														○		○
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び工作物の存在					○			○		○	○	○	○	○	○	○			○	
	施設の利用						○			○											
	自動車の走行	○		○	○														○		○

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するゴルフ場の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1） 工事の実施に関する内容

ア 建設機械を用いて、造成工事を行う。イ 雨水等の排水を行う。

ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

（2） 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的であるゴルフ場の施設が存在し、かつ、当該施設がゴルフの用に供される。イ 施設利用時に車両の乗り入れがある。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6 この表において「緑の量及び緑の質」とは、対象事業の実施に伴い創出される植栽等の新たな緑化及び既存の緑地等の保全を含む、地域における緑の総量及びその質をいう。

7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

11 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 27（第 15条関係）

下水道終末処理場の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境					水環境			土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	悪臭	水質			地形及び地質										
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	富栄養化	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	建設機械の稼働	○	○	○	○													○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○													○		○
	造成工事及び処理施設の設置工事							○			○	○	○				○			
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在									○	○	○	○	○	○				○	
	施設の稼働			○	○	○	○		○											
	廃棄物の発生															○				

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する下水道終末処理場の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 建設機械を用いて、造成及び工作物の設置の工事を行う。イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である下水道終末処理施設が存在し、かつ、当該施設の稼働がある。イ 排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排出する。

ウ 施設の稼働に伴い、産業廃棄物が発生する。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

10　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 28（第 15条関係）

工場等の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素												生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境							水環境				土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質				騒音	振動	悪臭	水質		地下水		地形及び地質											
影響要因の区分		硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	水位、流向等	水質	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	緑の量及び緑の質	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設 工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	建設機械の稼働		○		○	○	○															○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		○		○	○	○															○		○
	造成工事及び工作物の建設									○				○	○	○					○			
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び工作物の存在										○		○	○	○	○	○	○	○				○	
	工場等の稼働	○	○	○		○	○	○	○			○										○		
	資材等の搬出入		○			○	○															○		○
	廃棄物の発生																			○				

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する工場等の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 建設機械を用いて、造成及び工作物の設置の工事を行う。イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、敷地に当該事業の目的である工場等の施設が存在し、かつ、当該施設の稼働がある。イ 施設の稼働に伴い、ガスが排出される。

ウ 排水は、排水処理施設で処理された後に公共用水域に排出する。エ 車両により、資材等の搬出入を行う。

オ 施設の稼働に伴い、産業廃棄物が発生する。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「緑の量及び緑の質」とは、対象事業の実施に伴い創出される植栽等の新たな緑化及び既存の緑地等の保全を含む、地域における緑の総量及びその質をいう。

7　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

8　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

9　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

10　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

11　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 29（第 15条関係）

豚房施設の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素				文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境					水環境				土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等		文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	悪臭	水質			地下水	地形及び地質											
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	富栄養化	水質	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う建設副産物	メタン	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	造成工事及び工作物の設置工事							○				○	○	○				○				
	建設機械の稼働	○	○	○	○															○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○															○		○
土地又は工作物の存在び供用	敷地及び畜舎の存在（土地の改変を含む。）										○	○	○	○	○	○					○	
	畜舎の供用					○	○	○	○	○							○		○			

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する豚房施設の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 建設機械を用いて、造成及び工作物の設置の工事を行う。イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である豚房施設が存在し、かつ、当該施設が畜産農業の用に供される。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

10　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 30（第 15条関係）

岩石等の採取の事業又は採取の規模の変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境					水環境			土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	低周波音	水象	水質	地下水	地形及び地質										
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量、流速等	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	建設機械の稼働	○	○	○	○													○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行																	○		○
	造成等の施工							○			○	○	○				○			
土地又は工作物の存在及び供用	岩石等の採取場の存在（土地の改変）					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	
	プラント及び重機の稼働	○	○	○	○			○								○				
	岩石等の搬出	○	○	○	○															

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する岩石等の採取の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 建設機械を用いて、造成工事を行う。

イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である岩石等の採取場が存在し、かつ、当該採取場が稼働し、岩石等の採取の用に供される。イ 車両により、岩石等の搬出を行う。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

10　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 31（第 15条関係）

建築物の高さが100メートル以上であって、延べ面積が50,000平方メートル以上である建築物の新築の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境			土壌に係る環境その他の環境				動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	水象	水質	地下水	地形及び地質	その他の環境要素													
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	日照阻害	電波障害	風害	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	緑の量及び緑の質	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設 工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	雨水排水					○	○																
	造成工事及び工作物の設置工事												○	○	○					○			
	建設機械の稼働	○	○	○	○																○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○																○		○
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び工作物の存在					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	
	施設の利用																		○				
	自動車の走行	○		○	○																○		○

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する大規模建築物の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　工事の実施に関する内容

ア 建設機械を用いて、造成工事を行う。イ 雨水等の排水を行う。

ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

（2）　土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、敷地に当該事業の目的である大規模建築物が存在し、かつ、当該施設が利用される。イ 施設利用時に車両の乗り入れがある。

3　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6　この表において「緑の量及び緑の質」とは、対象事業の実施に伴い創出される植栽等の新たな緑化及び既存の緑地等の保全を含む、地域における緑の総量及びその質をいう。

7　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

8　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

9　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

10　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

11　この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 32（第 15条関係）

その他の造成事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境				土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	水象	水質		地下水	地形及び地質									
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	雨水の排水					○		○											
	造成工事及び工作物の設置工事										○	○	○			○			
	建設機械の稼働	○	○	○	○												○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○												○		○
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）					○			○	○	○	○	○	○	○			○	
	構造物の存在						○							○	○				
	自動車の走行	○		○	○														

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するその他の造成事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

（1） 工事の実施に関する内容

ア 建設機械を用いて、造成工事を行う。イ 雨水等の排水を行う。

ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

（2） 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、敷地が当該事業の目的である商業施設、研究施設等の立地の用に供される。イ 当該敷地内で、車両の走行がある。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

10 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう

別表第 33（第 15条関係）

港湾計画に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素					人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境			水環境		土壌に係る環境その他の環境	動物		植物		生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	文化財
		大気質	騒音	振動	水象	水質	地形及び地質								
影響要因の区分		窒素酸化物	騒音	振動	流向、流速	水の汚れ	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	海域に生息する動物	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地（海域に生育するものを除く。）	海域に生育する植物	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	文化財
主要な港湾施設又は埋立地の存在及び供用	主要な水域施設の存在				○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	主要な外郭施設の存在												○		
	埋立地の存在														
	主要な水域施設又は係留施設の供用	○													
	主要な旅客施設、荷さばき施設又は保管施設の供用														
	主要な臨港交通施設の供用		○	○											

備考

1　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する港湾開発等の内容を踏まえ区分したものである。

（1）　主要な港湾施設又は埋立地の存在及び供用に関する内容ア 係留施設を設置する。

イ 必要に応じて、水域施設、外郭施設、旅客施設、荷さばき施設又は保管施設を設置する。ウ 必要に応じて、埋立てを行う。

エ 供用開始後、船舶が当該港湾開発等の目的である水域施設又は係留施設を利用する。

オ　供用開始後、当該港湾開発等の目的である旅客施設、荷さばき施設、保管施設又は臨海交通施設がそれぞれの整備の目的に即して利用される。

3　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

4　この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

5　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

6　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

7　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

8　この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。